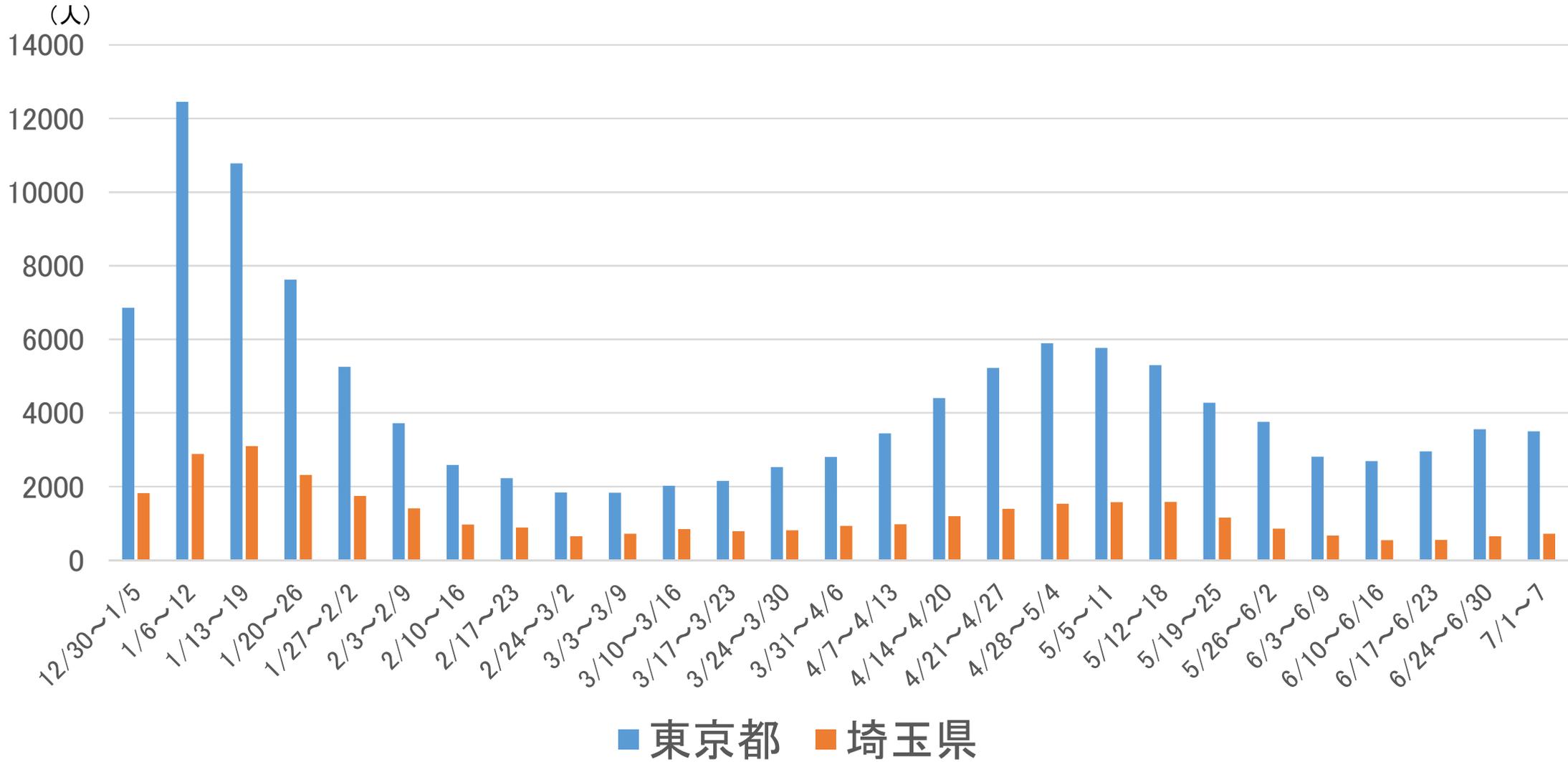
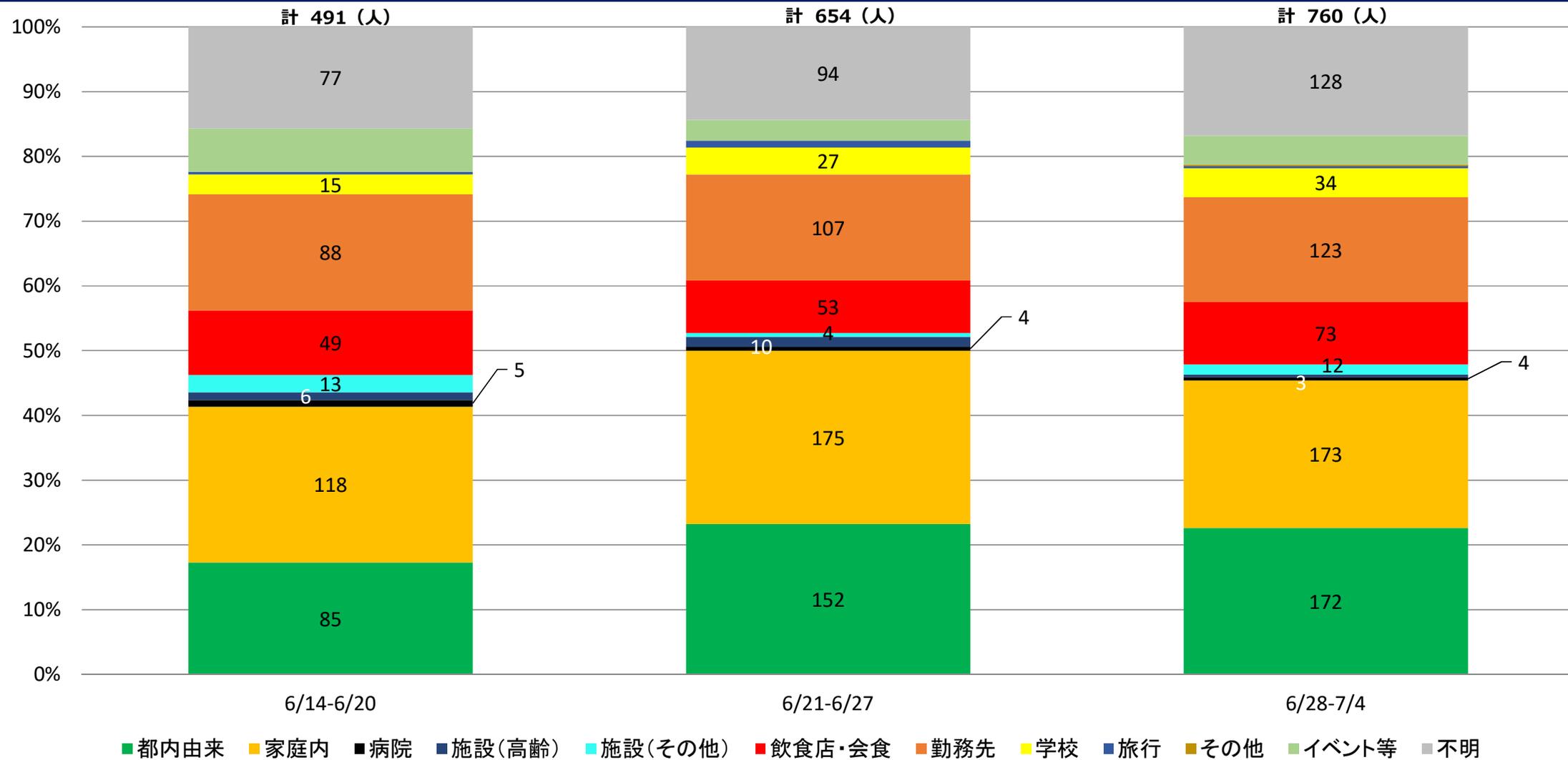


埼玉県と東京都の新規陽性者数比較(1週間ごと)

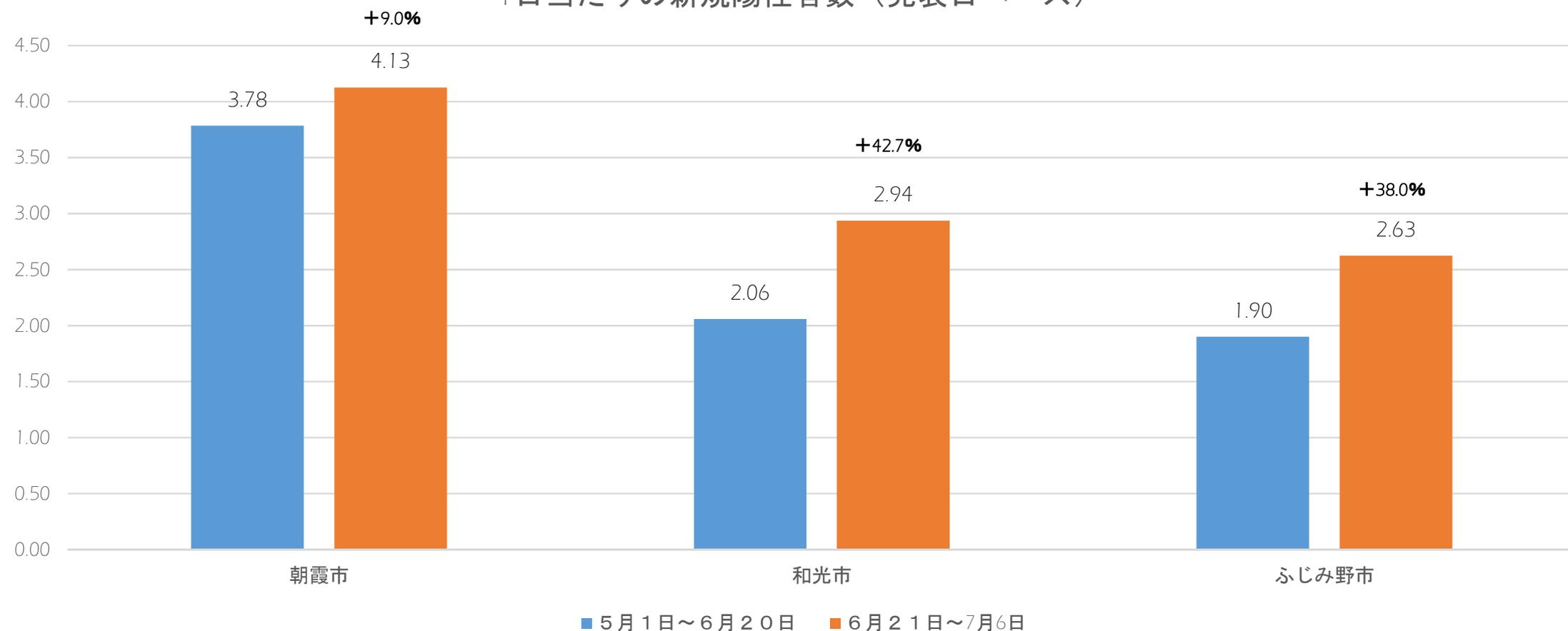


感染経路推移【1週間ごと・構成比】(発表日ベース)



市町村別陽性者数比較

1日当たりの新規陽性者数（発表日ベース）



※「6月21日～7月6日」の期間と「5月1日～6月20日」の期間とを比較し、1日当たりの新規陽性者数が増加している自治体を抽出（1日当たりの人数が1人を下回る自治体は除く）

県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項、その他のお願い)

- ◆ 県境をまたぐ移動、特に、**緊急事態措置区域との往来**は、**極力控えること。**
- ◆ **不要不急の外出・移動の自粛**
(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)
- ◆ **外出・移動の際は、可能な限りの感染防止対策を講じた上、****目的の場所以外に立ち寄らず、直行・直帰を徹底**

新

お買い物、お出かけは『県内』『少人数』で！

飲食店に対する営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

◆ 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等、バー等遊興施設等に対して

	措置区域	措置区域以外
要請期間	令和3年7月12日（月）から 午前0時	令和3年8月22日（日）まで 午後12時
営業時間	午前5時から午後8時まで	午前5時から午後9時まで
その他	長時間（90分超）の会食を避け、 4人以下又は同居家族（介助者を含む）のみに限るよう働きかけること	

飲食店に対する営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)

◆酒類の提供について

	措置区域	措置区域以外
酒類提供	<p>原則、提供自粛 (飲酒の機会を設けないこと)</p> <p>ただし、以下の遵守を条件に、提供可能</p> <ul style="list-style-type: none">・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を受けること <p>※特に、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底 の基本4項目を遵守すること</p>	
提供時間	午前11時から 午後7時 まで	午前11時から 午後8時 まで
人数上限	・ 1人 又は ・ 同居家族 (介助者含む) のみ	・ 4人以下 又は ・ 同居家族 (介助者含む) のみ

劇場、遊興施設、商業施設等への要請

(特措法第24条第9項、その他のお願い)

	措置区域	措置区域以外
営業時間	午後8時まで ※映画館での上映又はイベント開催の場合は 午後9時まで	午後9時まで
酒類提供	原則、提供自粛 (飲酒の機会を設けないこと) ただし、 業種別ガイドライン、基本4項目等の遵守を条件に、提供可能 【措置区域】 午後7時まで 【措置区域以外】 午後8時まで	
人数要件	◆ <u>商業施設以外</u> … イベント等の開催制限と同じ ◆ <u>商業施設 (床面積1,000㎡超)</u> … 繁忙期の1/2程度の人数を目安	

イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項、その他のお願い)

	人数上限	収容率
人数	5,000人 以下	大声での歓声、声援が 無：100%以内 有：50%以内
	人数上限と収容率の人数のいずれか 小さい方 が 上限 ※チケット既存販売分を除く	
営業時間	午後9時まで ※措置区域内において、イベント開催以外の場合の施設利用は午後8時まで	
酒類提供	原則、提供自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ただし、 業種別ガイドライン、基本4項目等の遵守を条件に、提供可能 【措置区域】 午後7時まで 【措置区域以外】 午後8時まで	

事業者へのお願い

(その他のお願い)

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の徹底による**接触機会の低減**
- ◆ **可能な限り、県境を越えて業務を行わせない** 新
- ◆ **職場・寮における感染防止対策の徹底**
- ◆ 従業員等へ、**感染防止対策の徹底や会食自粛等の呼びかけ**

県主催イベント等の取扱いについて

◆**県主催イベント・行事**については、
原則として、**徹底した感染防止対策を講じる**ことを条件に**開催**

◆**屋内県有施設**については、**以下を条件**として**開館**

- ・営業時間の短縮及び人数上限等の**要請を遵守**
- ・以下の**徹底した感染防止対策**を講じ、**主催者に徹底**させる

以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・宿泊施設の使用
- ・大声での発生など感染リスクの高まる行為
- ・身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

以下の対策を**徹底**

- ・来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの導入
- ・その他、業種ごとのガイドラインや「彩の国新しい生活様式安心宣言」の厳守

令和3年度県営公園夏季プールについて

新

- ◆対象：しらこぼと、川越、加須はなさき、さいたまの4か所の水上公園（屋外プール）
- ◆開園期間：令和3年7月31日（土）～8月29日（日）
- ◆感染防止対策
 - ・ 1日の入場上限を収容人数の**50%以下**
 - ・ 入場時の行列を回避するため、入場時間を指定した**チケットを事前販売**
 - ・ ロッカーの間引きによる十分な間隔の確保、水着着用での来場呼びかけ、シャワーは屋外のみ使用（屋内は休止）など**更衣室等での対策の徹底**
 - ・ 家族単位の利用を推奨するほか、プール周りで**テント等を設置する区画を指定し**、テントごとの間隔を2m以上確保（テント内は同居家族単位又は2人以内）
 - ・ 特定のプールでの人の集中などが生じないよう監視員が指導

7月12日以降の県立学校の対応

1. 学校における対応

① 基本的な感染予防対策の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 感染防止対策を徹底した授業
- 食事中の会話禁止の徹底（会話は食事後にマスクを付けてから）
- 休み時間等の感染防止の徹底
- 直行直帰の徹底（寄り道をしない）

② 部活動

- 感染防止対策を徹底した上で『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく活動
 - ・ 初発対応の強化による拡大防止の徹底
 - ・ 更衣・休憩場面・下校時等における感染防止の徹底
 - ・ 泊を伴う活動については、全国大会・コンクール等に出場する場合を除き、校外・校内ともに行わない（夏季休業期間終了まで）
 - ・ 熱中症事故防止に配慮した感染防止
 - ※ 適切なマスクの着脱等
 - ・ 感染症対策の専門家による学校訪問結果のフィードバック
 - ※ 水分補給時における感染予防の徹底

③ 修学旅行等の校外行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

④ 児童生徒の心のケア

- 教職員に対し、改めて適切な対応を指導
- 相談窓口の再周知

⑤ ワクチン接種に対する理解促進

2. 家庭における対応

⑥ 日常生活における感染対策（夏季休業期間中を含む）

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は外出しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 不要不急の外出・会食等を避け、可能な限り速やかな帰宅

※ 県立学校の取組について市町村教育委員会に周知し、適切な対応を要請

令和3年7月臨時会付議予定議案について

招 集 日

令和3年7月9日(金)

議 案

1 件〔 令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第8号) 〕

補正予算の規模

683 億 6,781 万 5 千円
(補正後累計 2兆3,878億7,062万2千円)

主な内容

- 飲食店や大規模施設等に対する感染防止対策協力金の支給 558億1,497万7千円
- 酒類販売事業者等への協力支援金の支給 2億9,109万9千円
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化 120億 797万3千円

飲食店等に対する感染防止対策協力金(第13期)

535億9,539万8千円

まん延防止等重点措置区域 (さいたま市、川口市)

- ・営業時間 午前5時から午後8時まで
- ・酒類提供 終日自粛(飲酒の機会の提供を含む)

ただし、以下の条件を満たせば午前11時から午後7時まで可

- ▶ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けること
- ▶ 1人、又は同居家族(介護者を含む)のみのグループに限ること

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
	7月12日から8月22日まで
7.5万円以下	3万円
7.5万円以上 25万円以下	3万円から10万円 ※売上高×0.4
25万円以上	10万円

その他地域

(措置区域以外の市町村)

- ・営業時間 午前5時から午後9時まで
- ・酒類提供 終日自粛(飲酒の機会の提供を含む)

ただし、以下の条件を満たせば午前11時から午後8時まで可

- ▶ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けること
- ▶ 4人以下、又は同居家族(介護者を含む)のみのグループに限ること

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
	7月12日から8月22日まで
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 ※売上高×0.3
25万円以上	7.5万円

※ 売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4 (上限**20万円**、下限なし)

大規模施設等に対する感染防止対策協力金(第4期)

22億1,957万9千円

【概要】

まん延防止等重点措置区域（さいたま市、川口市）で営業時間短縮要請等に応じた**大規模施設の運営事業者**及び**テナント事業者等**に対して協力金を支給する。

【対象期間】 7月12日から8月22日まで

【支給対象等】

	大規模施設運営事業者	テナント事業者等
対象施設	特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	自己利用部分面積1,000㎡ごとに 20万円 /日※	専用の店舗等面積100㎡ごとに 2万円 /日
	上記に基づき算出した額に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額を支給	

※協力金の支給対象となるテナント等が10以上存在する大規模施設は、当該テナント等1店舗につき**2千円**/日を加算

酒類販売事業者等に対する協力支援金

2億9,109万9千円

酒類の提供制限等により影響を受けた酒類販売事業者等に対して協力支援金（第2期）を支給する。

また、特に甚大な影響を受けた事業者に対して特別枠を設け協力支援金を増額支給する。

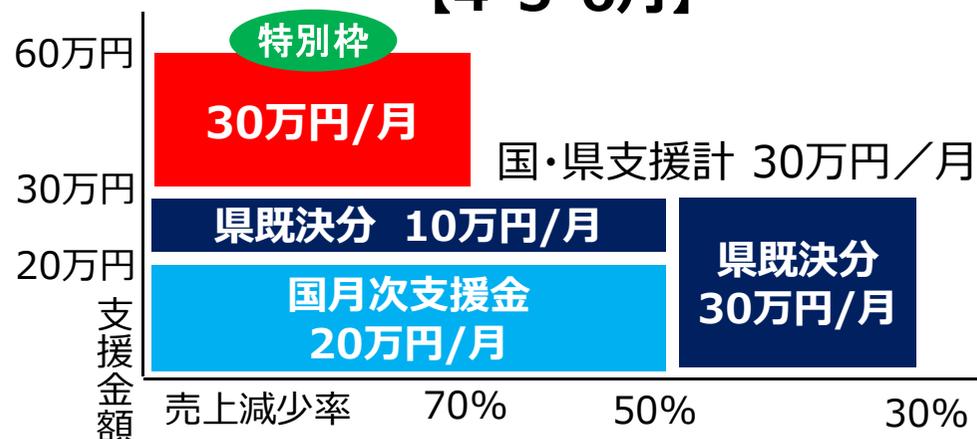
【第1期からの追加・変更点】

〈第2期〉 令和3年7月分を新たに支援

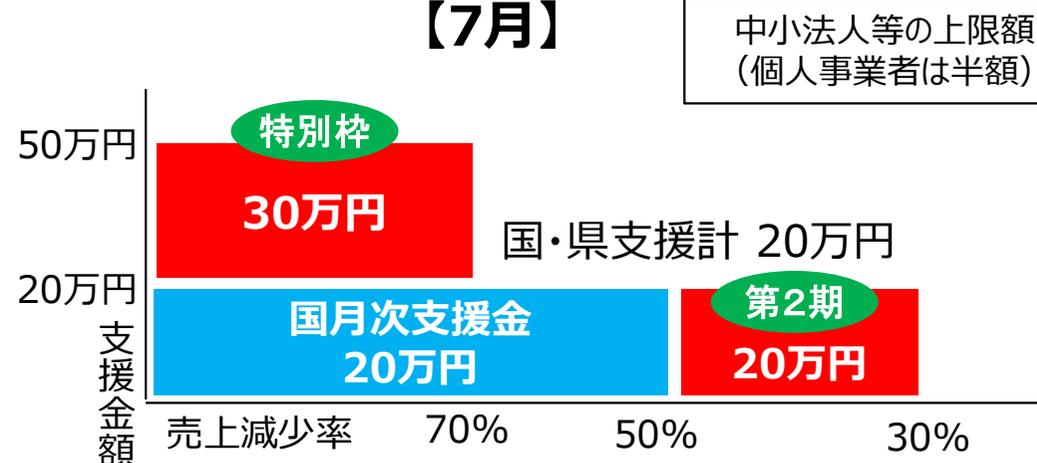
〈特別枠〉 対象月の月間売上が前年又は前々年同月比で70%以上減少している事業者への協力支援金を増額

【給付金額】 対象月の売上減少額（上限額は下図のとおり）

【4・5・6月】



【7月】



新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化

120億797万3千円

個別接種促進に向けた医療機関への支援

7月末までとしていた個別接種に係る財政支援策を**8月以降も継続し11月の最終週まで**とする。

①「診療所」の接種回数の底上げ	②1日当たりの接種回数の底上げ (診療所・病院共通)	③「病院」の接種体制強化
期間中に4週間以上、以下の回数を接種した場合、接種回数に応じて支援 週100回以上→2,000円/回 週150回以上→3,000円/回	1日当たり50回以上接種を行った場合に、1日当たり10万円(定額)を交付 ※①との重複は不可	特別の体制をとって、1日当たり50回以上の接種を週1日以上、期間中に4週間以上行う場合、以下を支援 医師 7,550円/人・時 看護師等 2,760円/人・時

職域接種への支援

中小企業の共同実施や大学等が実施する**職域接種**のうち、条件※に該当する場合に、会場運営に係る経費に対して**接種1回当たり1,000円(上限)**を支援。

※外部の医療機関が出張して実施するもの など